

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 1 6 日

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

認定通知書

貴法人から令和元年10月4日付けでされた、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条第1項の認定に係る申請に対する結果を通知します。

本件担当

所属部署：内閣府大臣官房公益法人行政担当室

氏 名：中山 貴史

電話番号：03-5403-9802

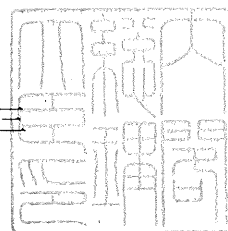
F A X：03-5403-0530



府 益 担 第 2 7 7 号
令 和 2 年 3 月 1 6 日

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
代表者 吉村 真行 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



認定書

令和元年10月4日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり公益社団法人として認定する。

1. 法人コード：A017429
2. 法人の名称：公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
3. 代表者の氏名：吉村 真行
4. 主たる事務所の所在場所：東京都港区虎ノ門三丁目11番15号SVAXTTビル
5. 公益目的事業
 - (1) 不動産の適正な価格の形成に資することにより、一般国民等の土地取引における安全・安心の確保及び国土の健全かつ均衡ある発展に貢献するため、不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上、不動産の適正な鑑定評価に関する事業の進歩改善、調査研究、知識の啓発普及、不動産に係る諸課題（被災自治体の罹災証明書発行に係る被災地・被災者支援活動等）に不動産の専門家として取り組む事業
 - (2) 「不動産の鑑定評価に関する法律」に基づき、同法第48条の届出団体である当会が国に登録した実務修習機関として、不動産鑑定士試験合格者を対象に実施する実務修習に関する事業
 - (3) 「地価公示法」に基づき国土交通省土地鑑定委員会が設定する標準地に係る地価調査事業
 - (4) 国土交通省の不動産取引価格情報提供制度に係る支援及び普及促進並びに収集した情報の利活用等に関する事業
6. 収益事業等
 - [1] 収益事業
該当なし
 - [2] その他の事業（相互扶助等事業）
 - (1) 不動産の取引事例の管理・閲覧に関する事業
7. その他変更に係る事項
該当なし

※変更に係る事項

従前の公益目的事業（1）の一部事業「8. 不動産鑑定評価制度に関する国民及び社会一般の理解と信頼を高めるための啓発宣伝に関する事業」に「（5）不動産鑑定評価制度及び不動産鑑定士に関心を持ってもらうこと並びに当該制度の国民及び社会一般の理解と信頼を高めるための啓発宣伝を目的としたPR動画コンテストの実施」及び「（6）研究成果物の頒布・販売事業」を追加する。さらに「10. 被災自治体の罹災証明書交付及びそのために実施する住家被害認定調査等業務に関する自治体支援への不動産鑑定士の派遣」事業を追加する。